

【令和2年3月26日付け処分】

1	
所 属 部 局	総合政策部
職区分・性別・年齢	職員A 管理職員（男性・53歳） 職員B 管理職員（男性・56歳）
事 案 の 概 要	<p>1 職員Aは、平成30年2月5日実施の「150年映像と音楽による特別イベント」の実行委員会事務局次長として、イベントの制作運營業務の責任者（制作運営会社との調整窓口）であったところ、制作運営会社との契約において、金額の合意を欠いたまま（契約書を締結せず）、イベントを実施させた。また、実行委員会設立に向けた意思決定や実行委員会規約の作成において文書管理規程に基づく決定書を作成しなかったこと、イベント実施後に契約書類の形式を整えて支払をしたことなど不適切な事務処理を行った。</p> <p>2 職員Bは、実行委員会事務局長として、イベントの制作運營業務の統括責任者であったところ、部下である職員Aの上記各行為を是認又は追認し、イベント前後において、予算超過の状況等について上司への適時な報告を欠いた。</p>
処 分 内 容	職員A：減給1月 職員B：減給1月 } （管理監督者：訓告）

【令和2年3月26日付け処分】

2											
所 属 部 局	建設部（職員A、B及びC）（北海道土地開発公社への派遣職員（当時）） 空知総合振興局（職員D、E及びF）										
職区分・性別・年齢	職員A 管理職員（男性・60歳）（H31.3.31付け退職） 職員B 一般職員（男性・51歳） 職員C 一般職員（男性・51歳） 職員D 管理職員（男性・60歳）（H31.3.31付け退職。同年4.1付け再任用） 職員E 管理職員（男性・51歳） 職員F 一般職員（男性・45歳）										
事 案 の 概 要	<p>1 平成29年度に、北海道（空知総合振興局）が北海道土地開発公社に委託した用地取得業務（契約期間H29.6.9～H31.3.26）に関し、</p> <p>ア 職員Aは、平成31年3月19日、契約期間に業務が完了しないことが明らかになった状況において、業務の完了を偽装するため、職員Dらと協議し、職員Dの了承を得て、職員Bに「用地取得業務実績報告書」を作成させ、同月26日、空知総合振興局長あて提出させた。</p> <p>イ 職員Dは、同年3月19日、職員Aから協議のあった業務完了の偽装を了承し、公社から同月26日付けで提出のあった「用地取得業務実績報告書」に基づき、職員Eに「委託業務完了検査報告書」を作成させたほか、職員Fにその事務を補助させた。</p> <p>2 上記用地取得業務に先立つ平成28年度の被補償者との用地交渉に関し、職員Aは、必要な予算措置がされていない状況で契約の締結を企図し、職員Cに仮契約書を作成させ、決裁手続きを行わず職員Bに北海道土地開発公社理事長印を押印させ、被補償者と仮契約を締結した。</p>										
処 分 内 容	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">職員A 退職不問</td> <td rowspan="3" style="border: none;">}</td> <td rowspan="3" style="border: none;">（管理監督者：訓告）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">職員B 戒告</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">職員C：戒告</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">職員D：減給3月</td> <td rowspan="3" style="border: none;">}</td> <td rowspan="3" style="border: none;">（管理監督者：訓告）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">職員E：減給1月</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">職員F：戒告</td> </tr> </table>	職員A 退職不問	}	（管理監督者：訓告）	職員B 戒告	職員C：戒告	職員D：減給3月	}	（管理監督者：訓告）	職員E：減給1月	職員F：戒告
職員A 退職不問	}	（管理監督者：訓告）									
職員B 戒告											
職員C：戒告											
職員D：減給3月	}	（管理監督者：訓告）									
職員E：減給1月											
職員F：戒告											